

消防予第 263 号
平成 8 年 12 月 24 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

令 8 区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて(通知)

消防法施行令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「令 8 区画」という。)及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「共住区画」という。)を貫通する配管及び当該貫通部の取扱いについては、「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」(平成 7 年 3 月 31 日付け消防予第 53 号。以下「53 号通知」という。)により運用願っているところであり、また、鋼管又は鋳鉄管(以下「鋼管等」という。)が令 8 区画及び共住区画(以下「令 8 区画等」という。)を貫通する場合において、53 号通知に示す基本的な考え方に適合し、開口部がないものとみなすことができる施工方法については、「令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」(平成 8 年 3 月 27 日付け消防予第 47 号。以下「47 号通知」という。)により運用願っているところである。

今般、令 8 区画及び共住区画を貫通する給排水管については、その特性に鑑み、取扱いについて下記のとおりとりまとめたので、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

1 異種管接続について

同一の種類の配管を使用しなければならない範囲が定められている施工方法により令 8 区画等を貫通させる場合、当該範囲内において異なる種類の配管を接続することは、原則として認められないものであるが、次のすべてに適合する場合には、認めてさしつかえないものであること。

(1) 配管の用途は、給排水管であること。

(2) 配管の種類は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 47 号通知 2 に定める鋼管等

イ 財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)に設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において性能評定を受けている配管

(3) 配管の接続は、47 号通知 7(1)及び(3)の規定の例により接続すること。この場

合において、耐火 2 層管と耐火 2 層管以外の管との接続部には、耐火 2 層管の施工方法により必要とされる目地施工を行うこと。

(4) その他、それぞれの施工方法により必要とされる要件に適合すること。

2 47 号通知の適用について

(1) 可燃物の接触防止

47 号通知 5 において、鋼管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、同(1)に掲げる被覆材を同(2)に定める方法により被覆することとされているが、給排水管については、次のいずれかに該当する場合には、可燃物が直接接触しないことをもって足りるものであること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 当該可燃物が、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

(2) 鋼管等の保温

47 号通知 6 において、鋼管等は原則として保温材で被覆していないものを用いることとされているが、給排水管については、日本工業規格 A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材で被覆したものをを用いてさしつかえないものであること。この場合において、47 号通知 4 及び 5 の規定について、特に留意されたいこと。

3 鋼管等と同様の取扱いができる配管

次に掲げる配管については、47 号通知並びに前記 1 及び 2 の規定の例により取り扱ってさしつかえないものであること。

(1) 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。)032(排水用タールエポキシ塗装鋼管)

(2) 次に掲げる配管のうち、その内部が常に充水されているもの

ア 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。)K 116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

イ JWWA K 132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

ウ JWWA K 140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

エ WSP 011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)

オ WSP 039(フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

カ WSP 054(フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)